

2011年3月23日

東京電力株式会社
取締役社長 清水正孝 殿

福島原発放射能漏れ事故の損害賠償などについての要望

全国商工団体連合会

会長 国分 稔

〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

東北地方太平洋沖地震で被災した福島第1原発は、未曾有の放射能漏れ事故を起こし、その被害は、広範な住民生活、日本経済へと広がっています。

電源喪失による炉心溶融の恐れが指摘もありながら、「絶対安全」と言い続けてきた東京電力の責任が厳しく問われます。津波の規模が「想定外」だったという弁解は成り立ちません。格納容器が破損するなど、あり得ないはずの事態の進行に、住民は不安におののき身震いしています。

事故原発の廃炉を恐れて海水注入が遅れたことは指摘されているところですし、貴社副社長が避難所に謝罪のために訪れたのは22日になってからです。

一刻も早く放射能の拡散を止めるとともに、着の身着のまま避難所に退避を強いられている避難者、丹精をこめて育てた野菜を廃棄せざるをえない農民、見通しのつかない「計画停電」で営業被害を被っている業者などに、東京電力は加害企業として当然の被害補償を行うべきです。以下の点について貴社の誠意ある対応を求めるものです。

－記－

- 1、原発事故に関連して住民が退避している各避難所に東電の担当者を配置し、食事、暖房、入浴など、避難者の要望も聞き、生活の苦痛をやわらげるためのきめ細かい支援を行うこと。
- 2、避難生活の長期化が避けられないことから、東電が一定長期間の生活が可能な宿泊施設などを借上げるなどして避難先を斡旋すること。また、当座の避難生活の不自由をまかなう一時金を支給すること。
- 3、電力消費の62%を占める大口需要者に適切な削減・節電を求め、住民生活に混乱をきたすような「計画停電」は改めること。
- 4、今回の原発事故による損害賠償は、農産物が出荷できなくなった農産物はもちろん休業や営業時間の短縮を余儀なくされた事業者の営業被害、さらに停電により廃棄せざるを得なくなった商品の損害なども賠償の対象に含めること。

以上